

○大気有害物質の量の測定方法

平成二十二年三月二十九日
環境省告示第二十五号

改正 平成二十一年一月三十日環境省告示第十六号

汚染土壤処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第四条第一号ヲの環境大臣が定める大気有害物質の量の測定方法は、別表の大気有害物質の種類の欄に掲げる大気有害物質の種類ごとに同表の測定方法の欄に掲げるとおりとする。

別表

大気有害物質の種類	測定方法
カドミウム及びその化合物	大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号。以下「規則」という。）別表第 3 備考 1 に掲げる方法
塩素	規則別表第 3 備考 1 に掲げる方法
塩化水素	規則別表第 3 備考 2 に掲げる式により算出する方法

ふつ素、ふつ化水素及びふつ化けい素	規則別表第3備考1に掲げる方法
鉛及びその化合物	規則別表第3備考1に掲げる方法
窒素酸化物	規則別表第3の2備考に掲げる式により算出する方法